

さいたま市特別融資制度推進会議設置要領

第1条 目的

この要領は、さいたま市における次に掲げる農業関係資金の適正かつ円滑な融資運営を図るために、特別融資制度推進会議（以下「推進会議」という。）を設置し、その運営等に必要な事項を定めることを目的とする。

（対象とする資金）

- ① 農業経営基盤強化資金
- ② 農業経営改善促進資金
- ③ 農業近代化資金
- ④ その他農業関係資金

第2条 協議等事項

推進会議は次の事項について協議等を行う。

（1）対象とする資金の貸付けの認定等に関すること。

（ア）（1）の審査を的確に行うために必要な経営改善の方法、技術水準、資本装備の水準、収益性の水準等の諸指標の作成に関すること。

（2）貸付対象者に対する指導・助言等に関すること。

（3）その他資金の貸付けの認定等に当たって必要な事項に関すること。

第3条 構成

推進会議は、次に掲げる機関・団体をもって構成する。

- ① さいたま市
- ② さいたま市農業委員会
- ③ さいたま農業協同組合
- ④ 株式会社埼玉りそな銀行
- ⑤ 株式会社武蔵野銀行
- ⑥ 埼玉縣信用金庫
- ⑦ 埼玉県さいたま農林振興センター
- ⑧ 南彩農業協同組合
- ⑨ 財団法人農林水産長期金融協会

第4条 運営等

- (1) 推進会議に会長を置く。
- (2) 会長は、経済局長をもってこれに充てる。
- (3) 会長は推進会議を招集し、会議を主宰する。
- (4) 推進会議の事務局は、さいたま市農業政策課が担当する。
- (5) 推進会議は、第2の協議等に当たっては、次に即して行うこととする。
 - ア 推進会議は原則として協議等の対象となる借入申込案件に直接関係を有する構成員全員の意見一致により決定する。
 - イ 借入申込案件の融資の可否を迅速に決定するため、必要な場合には、文書持回り方式による推進会議において処理を行うことができる。
- (6) 推進会議は、必要に応じ、推進会議の下に審査会を設置し、借入申込案件の協議決定に関する事項を審査会に委任することができるものとし、借入申込案件の協議決定に当たっては、次に即して行うこととする。
 - ア 審査会は、推進会議の構成機関において実質的な審査を担当する者を構成員とする。
 - イ 審査会は、農林金融指導班設置要綱に定める班長(さいたま市農業政策課長)が招集し、議長を務める。
 - ウ 審査会の決定は、原則として借入申込案件に直接関係を有する構成員の全員の意見の一致によることとし、審査会の決定をもって推進会議の決定があったものとする。
 - エ 審査会が決定した事項は、推進会議に報告する。
- (7) 推進会議の構成機関は、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)、埼玉県個人情報保護条例(平成6年条例第5号)、さいたま市個人情報保護条例(平成13年5月1日条例第18号)その他個人情報の保護に関する規定に基づき、本要領対象資金に係る申請書類等の個人情報について、適正に取り扱うものとする。

第5条 その他

この要領に定めるもののほか、推進会議の運営等について必要な事項は、会長が別途定めるものとする。

附則

この要領は、平成15年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成15年10月 8日一部改正する。

この要領は、平成16年 5月 6日一部改正する。

この要領は、平成17年 8月30日一部改正する。

この要領は、平成20年 4月 1日一部改正する。